

第5章 計画の推進に向けた具体的施策

本計画における県の役割は、資源循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備などの廃棄物に関する施策を計画的かつ総合的に推進することです。同時に、広域的な観点から県内市町村の調製機能を果たすとともに、各主体との連携強化やそれぞれの自主的かつ積極的な取組みの推進を図っていきます。

本章では、第4章で示した3つの施策の柱に基づき計画を推進するため、県の役割として取り組む具体的施策を示します。

◆施策の柱

1 廃棄物の排出抑制・ 循環的利用及び 適正処理の推進	2 美しい 生活環境の保全	3 災害・感染症・ 気候変動への備え
3Rの実践と廃棄物の適正処理により、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会をめざします。	不法投棄や地球規模の問題となっている海洋ごみへの取組を強化することで、美しい生活環境を守ります。	災害廃棄物や感染症、気候変動に備えることにより、県民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。

◆具体的施策

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進

目指すべき姿

- 県民に3R(排出抑制・再使用・再生利用)の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 県民一人一人に、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルが根付いている。
- プラスチック代替製品の積極的な開発と利活用が実現されている。
- 食材の使い切りが徹底されるとともに、食品の過剰生産がなくなり、適切な流通体制が構築されている。
- 廃棄物の分別や処理体制が整備され、ごみの排出量が減り、リサイクルが浸透している。
- 自治会による集団回収など資源物の回収とその利活用が実現されている。

具体的施策

(1)ごみ減量化の推進



ごみの減量化を実現するため、市町村によって取組状況が異なるプラスチックごみ及び可燃ごみ中の割合が多い紙類や食品廃棄物の減量化に関する取組など、各主体と連携して3Rのうち特に発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)に関する取組を推進します。

① 家庭ごみ減量の推進

- 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用など具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。
- 啓発にあたっては、SNSや動画を用いるなど、様々な情報媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。

重点

② 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大

- 繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力により、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進します。

トピックス

「ぎふプラごみ削減モデルショップ」

県では、繰り返し使える容器等を使用・製造するなどの取組を行い、使い捨てプラスチックの削減に賛同する事業者を「ぎふプラごみ削減モデルショップ」として募集・登録しています。

令和2(2020)年10月現在で939の事業所が登録されています。

「ぎふプラごみ削減モデルショップ」への登録や利用を通じて、あなたも一緒にプラスチックごみを削減していきましょう。



このステッカー
が目印です。
探してみてくださいね！

 **プラスチックごみによる環境汚染**

- ◆内陸からも流出している「海洋プラスチックごみ」は生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。
- ◆このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算されています。

(出典:令和2年版環境白書(環境省))

重点

③ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進

- バイオプラスチックや紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、事業者・消費者双方に対し啓発を行います。

重点

④ ぎふ食べきり運動の推進

- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。

トピックス 「ぎふ食べきり運動」

県では、食品ロスを削減するため、協力店・協力企業と連携して「ぎふ食べきり運動」をすすめています。

食品ロスとは、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、その約半数は家庭などから発生しています。

また、毎日、1人あたりお茶碗約1杯分の食品が捨てられているとの推計もあります。

毎日の生活で「少し意識して取り組む」だけで食品ロス削減につながります。

さあ、私たちが身近にできることは何でしょう。



↑協力店・協力企業は、このステッカーが目印です。探してみてください！



↑インスタもやってるよ。フォローしてね！



今、あなたは、いくつ実践していますか。
～家庭でできる「ぎふ食べきり運動」チェック～

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ購入 | <input type="checkbox"/> 食べきれぬ量だけ作る |
| <input type="checkbox"/> 食材の期限をこまめにチェック | <input type="checkbox"/> 外食では食べられる量を注文する |
| <input type="checkbox"/> 食材はできるだけ無駄なく使い切る | <input type="checkbox"/> 食べ残しをせず、食べる。 |

重点

⑤ 食品ロス削減推進法に基づく都道府県計画の策定

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に基づき、国の基本方針を踏まえ、県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定します。

重点

⑥ グリーン購入の推進

- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- 環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します
- 岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

重点

⑦ エシカル消費の推進

- 人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費(倫理的な消費)」について、普及啓発を行います。

トピックス エシカル消費

エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」のことであり、国の消費者基本計画に位置付けられている考え方です。

具体例としては、配慮の対象が人であれば障がい者支援につながる商品、社会であれば寄付付きの商品、環境であればエコマーク商品や資源保護等に関する認証がある商品、地域であれば地産地消の商品を選ぶことなど、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

これは、SDGsの「目標12 つくる責任つかう責任」にも関連する取組であり、岐阜県消費者施策推進指針においてもエシカル消費の普及啓発に取り組むこととしております。



(2)リサイクルの推進



各種リサイクル法の適正な運用や、リサイクル製品の利用を推進するとともに、資源物の回収に関する情報発信などを通して分別を促進することで、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

① 各種リサイクル法の推進

- 容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村等が行う施設整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。(容器包装リサイクル法)
- 食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施するとともに、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して情報提供等を行います。(食品リサイクル法)

- 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破砕業の許可業者に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。(自動車リサイクル法)
 - 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めるとともに、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実を図ります。(建設リサイクル法)
- ② 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進
- 建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場のパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。
 - 汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。
 - 家畜排せつ物や稲わら等、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残さの飼料化の取組について、市町村等に対し助言を行います。
 - 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。
- ③ リサイクル製品の利用促進
- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
 - 関係団体に対してリーフレットを送付する等、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行い、利用促進を普及啓発します。
- ④ 紙ごみの分別徹底の推進
- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

重点

⑤ 小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供

- 小売店等で実施しているペットボトルや食品トレイ等の資源物の回収拠点に関する情報を収集し、市町村へ情報提供します。

重点

⑥ 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供

- 使用済み製品の回収を実施している製造者の情報を収集し、市町村へ情報提供します。

重点

⑦ 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進

- 資源物回収における異物混入の防止など、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。

重点

⑧ リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進

- 分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう、プラスチック製品の製造事業者に対して働きかけを行います。

(3)一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を継続して実施します。また、再資源化の推進や最終処分量の削減を図るための取組みの支援を行います。

① 市町村への技術的支援

- 市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。

② 一般廃棄物処理施設への立入検査の実施

- 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

- ③ 一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援
 - 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。

- ④ 一般廃棄物の最終処分量削減の取組の支援
 - 市町村等が行うリサイクルセンターや再資源化施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
 - 市町村等の溶融固化施設で生成される溶融スラグの利用拡大を図るため、溶融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。

- ⑤ 県・市町村の連携による適正処理の監視
 - 県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。

- ⑥ 一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の検討
 - 市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため新たな広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

重点

- ⑦ 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査
 - 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査するとともに市町村へ情報提供します。

重点

- ⑧ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査
 - 県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。
 - ・市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。

重点**⑨ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化**

- 市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。

重点**⑩ 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きか**

- 市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言など市町村の取組を支援します。

⑪ 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進

- 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

重点**⑫ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有**

- 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。

重点**⑬ 取組効果を見える化する仕組みの構築**

- 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組みの効果を見える化する仕組みの構築を図ります。
- 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を検証し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。

(4)産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組や産業廃棄物の処理に対する理解を深め、排出事業者及び処理業者の意識向上を図るための取組を推進します。

① 産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施

- 産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、随時立入等

を組み合わせることで実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。

② 排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進

- 廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を実施します。
- 廃棄物関係法令や適正処理に関する排出事業者向けの手引き等を作成し県ホームページ等を活用して周知します。

③ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

- 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や、廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査など、監視強化に取り組めます。

④ 電子マニフェストの利用促進

- 産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。

⑤ 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】

- 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。

⑥ 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用

- 条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
- 県ホームページにおいて手続きの進捗状況を公表することにより、手続の透

明性を図ります。

⑦ 産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進

- 処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発を行います。

⑧ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

- 処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組みを行います。

重点

⑨ 農業用使用済みプラスチック適正処理の推進

- 農業関係団体等に対し、適正な分別方法や生分解資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。

⑩ 家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- 小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。

⑪ 畜産環境保全推進指導協議会の開催

- 協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について協議会を開催し、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

⑫ 耕畜連携による資源循環型農業の推進

- 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

(5)有害廃棄物の適正処理の推進



PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定められた期限内での処理完結に向けた取組を推進します。

① 高濃度 PCB 廃棄物の処理促進

- 国、高濃度PCB廃棄物の指定処理機関(中間貯蔵・環境安全事業(株))や県内の各種事業者団体と連携して、高濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、PCB特別措置法に基づく届出のほか、法定処理期限(令和3(2021)年3月31日(トランス・コンデンサー等については令和4(2022)年3月31日))までの確実な処理を進めるため、指定処理機関と連携して指導を行います。

② 低濃度 PCB 廃棄物の処理促進

- 国や関係機関と連携して、低濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、PCB特別措置法に基づく届出のほか、法定処理期限(令和9(2027)年3月31日)までの確実な処理を進めるため、指導を行います。

③ その他有害廃棄物の適正処理の推進

- 水銀廃棄物やアスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。

2 美しい生活環境の保全

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 不適正処理とプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じていない。

具体的施策

(1) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底



廃棄物の不適正処理事案の未然防止や拡大防止を図るための基本方針として「早期発見、早期措置」を掲げ、組織の強化、監視活動の強化を図るとともに通報体制の整備や積極的な情報公開を行います。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関と連携を密にしながら施策を展開します。

① 不適正処理の通報体制の整備

- 広く県民から情報を提供していただくため、県ホームページに投稿フォーム「廃棄物インターネット 110 番」を設けるとともに、郵便局員や森林組合員等各種団体との通報協力体制の整備、地域住民の自主的な組織である「岐阜県ふるさと環境保全委員会」活動の支援等、不法投棄等の情報収集に努めます。

② 不適正処理事案の公表

- 県民に対する説明責任及び違反行為の発生抑制、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。

③ 関係機関との連携

- 産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。

- 警察で培ったノウハウ等を活かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。

④ 監視活動の実施

- 防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や隣県等との合同による「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラの配備のほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。

⑤ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化【再掲】

- 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検等、監視強化に取り組みます。

⑥ 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

- 市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見・早期是正に努めます。

(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進



環境省の調査結果によると、海岸漂着物の約7割はプラスチックごみであり、プラスチックごみの陸上から海洋への流出による海洋汚染が地球規模で懸念されています。

県内で発生した散乱ごみは、その一部が河川を經由して伊勢湾等の海に流れ込んでおり、所要の対策が必要です。

重点**① 県内一体となった環境美化活動の推進**

- 県内で発生した散乱ごみが河川を經由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における清掃活動や意識啓発活等、県内一体となった環境美化活動を推進します。
- 県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。

重点**② 海洋漂着物対策推進地域計画の策定**

- 海洋漂着物処理推進法に基づき、対策の重点区域及び内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を定めた計画を新たに策定し、所要の海洋漂着物対策を推進します。

3 災害・感染症・気候変動への備え

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 産学官が一体となって温室効果ガス削減、気候変動による影響の軽減、プラスチックごみの削減が図られるとともに、先人の知恵や過去の教訓を踏まえた風水害をはじめとする自然災害への対策が講じられ、県民の安全・安心が守られている。
- 廃材の再利用や廃棄物のエネルギー化等、地域内での廃棄物の利活用が実現されている。

具体的施策

(1)災害廃棄物処理対策の推進



災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定等、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。

一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されることから、県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。

① 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

- 市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、県計画と整合した市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。

② 隣接県等との支援体制の整備

- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。

③ 県内広域及び関係団体との連携体制の整備

- 災害廃棄物処理に係る図上演習を実施し、県及び市町村の対応能力及び連携体制の向上を図ります。
- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、県内市町村及び関係団体が連携を行う際に必要となる対応方法等について記載した要領を作成します。

④ 平時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信

- 平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、市町村と連携し災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。

(2)感染症対策の推進



廃棄物処理事業は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務であり、感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を継続するため、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援します。

① 新型コロナウイルス等感染症対策

- 県ホームページ等の媒体を活用し、県民や事業者に対して新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について周知するとともに、市町村が実施する広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を支援します。
- 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言など感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。

(3)気候変動への対応



2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指し、本計画に掲げる温室効果ガス排出削減目標の 2030 年度中期目標を達成するため、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策(緩和策)に体系的に取り組みます。

廃棄物処理において焼却処理は必要不可欠であり、廃棄物焼却時の対策が求められています。

① 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進

【再掲】

- 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

4 各主体との連携強化



目指すべき姿

- 事業者、民間団体、県民、行政間の廃棄物処理に関する情報共有等が進展している。

具体的施策

重点

① プラスチック資源循環推進のための会議の開催

- プラスチック資源の使用抑制、循環のための実効性ある取組について協議・検討するため、製造事業者、廃棄物処理事業者、県民、有識者からなる場を新たに設置します。

重点

② SNS 等を活用した緩やかなつながりの構築

- 県が SNS 等を活用した情報発信を行うことにより、県民、NPO法人、民間団体、事業者と行政が情報交換、情報共有を行い、緩やかなつながりを構築するとともに取組の推進を図ります。

重点

③ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】

- 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。

重点

④ 取組効果を見える化する仕組みの構築【再掲】

- 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見える化する仕組みの構築を図ります。
- 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。